（例示様式）

最低賃金に関する規程

１　当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額　　　　 円とする。

ただし、最低賃金法第７条の最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

２　前項の賃金額には、最低賃金法第４条第３項に定める賃金を算入しない。

また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第２条の定めるところによる。

附　則 　　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　令 和　 　年　　 月　 　日

所在地名

事業場名

代表者名